



2019年5月15日

各位

会社名 株式会社ケアサービス  
 (コード 2425 : 東証 J A S D A Q)  
 代表者の役職名 代表取締役社長 福原 俊晴  
 問合せ先 取締役執行役員 渡辺 桂  
 電話番号 03-5753-1170

## 定款の一部変更および補欠監査役選任に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2019年4月19日に開示いたしました「定款一部変更(目的事項の変更)」に追加して2019年6月25日開催予定の第28回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の件

##### ①変更の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるものであります。

##### ②変更の内容

現行定款	変更案
(選任) 第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (新設)	(選任) 第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 <u>当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> 4 <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
(新設)	(新設)

③日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日 2019年6月25日

定款変更の効力発生予定日 2019年6月25日

2. 補欠監査役1名選任の件

①補欠監査役選任理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えるものであります。

なお、本議案における選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、これを取り消すことができるものといたします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の社外監査役候補者は、以下のとおりであります。

②補欠の社外監査役候補者の略歴

氏名 (生年月日)	略 歴		所有する当 社の株式数
尾堂 隆久 (1961年1月7日生)	1984年 3月	京セラ株式会社 入社	-株
	2005年 1月	株式会社ウィルコム沖縄 監査役	
	2010年 12月	京セラ株式会社 総務部副部長	
	2013年 4月	京セラドキュメントソリューションズ株式会社 執行役員総務本部長	
	2013年 7月	TAトライアンフアドラーAG 監査役	
	2014年 6月	京セラドキュメントソリューションズジャパン 株式会社 監査役	
	2019年 4月	経営労務NEXT 代表・社会保険労務士 (現任)	
(補欠の社外監査役候補者とした理由)			
尾堂隆久氏は、事業法人において総務・法務、コンプライアンス等の分野における豊富な経験と知見を有しており、上場会社のグループ会社3社で監査役経験もあることから、当社グループの実効的な監査に十分な役割を果たすことが期待できるため、補欠の社外監査役候補者としてお願いするものであります。			

※尾堂隆久氏は補欠の社外監査役候補者であります。

※尾堂隆久氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

※監査役との責任限定契約について

当社は、現在、監査役3氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。尾堂隆久氏が選任された場合に当社は尾堂隆久氏との間で会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

※尾堂隆久氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役として就任された場合、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以 上